

From: 横須賀市民法律事務所

2006/01/25 15:03 #057 P.002/019

最高裁判平成18年1月24日判決()の報告 弁護士 呉東正彦

1、1月24日、最高裁第3小法廷(上田豊三裁判長)は、九州の日掛業者の年109.5%という高利の主張を認めた福岡高裁平成15年6月10日判決及び同平成15年11月28日判決を破棄し、福岡高裁に差戻す債務者勝訴の判決を言渡した。

2、本判決は、第1に、『同法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。』『17条書面には、同法17条1項所定の事項のすべてが記載されていることを要する・・・』とした上で、と形式的な厳格性(法の規定するとおり記載事項を網羅し、交付方法を遵守している。)について述べた上で、さらに、実質的な厳格性、記載内容等に踏み込んで、

『貸金業法17条1項が、貸金業者につき、貸付に係る契約を締結したときに、17条書面を交付すべき義務を定め、また同法18条1項が、貸金業者につき、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときに、18条書面を交付すべき義務を定めた趣旨は、貸付に係る合意の内容や弁済の内容を書面化することで、貸金業者の業務の適正な運営を確保するとともに、後日になって当事者間に貸付に係る合意の内容や弁済の内容をめぐる紛争が発生することを防止することにあると解される。したがって、17条書面及び18条書面の貸金業法17条1項及び18条1項所定の事項の記載内容が正確でないときや明確でないときにも、同法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない。』として、書面の記載内容は、明確な、正確なものでなければならないという、『正確性、明確性の原則』を最高裁として初めて判示した。

このことは、法の規定するとおり記載事項が書いてあれば、その内容は問題とならないという形式的厳格性のみを強調する立場や、記載内容について『事案に則した幅のある弾力的な解釈・適用を容認している』(最判平成2年の調査官解説)という緩和的立場を完全に否定したものであり、私たちの主張してきた書面要件解釈の形式的+実質的厳格性を最高裁が宣言したことは高く評価されるものである。

本判決はその上で、

- (1)『貸付の金額』につき、借用証書の「契約手渡金額」欄の金額の記載は、実際に手渡された金額ではないから、正確でないので、適法な17条書面が交付されたとはいえないとした。
- (2)『各回の返済期日及び返済金額』につき、

- ①借用証書に日掛の集金休日の記載のないのに集金休日が設けられていたものについては正確でないので、適法な17条書面が交付されたとはいえない。
- ②借用証書に集金休日につき『その他取引のなさない慣習のある休日』との記載がされているものについては、明確でないので適法な17条書面とはいえない。
- とした。特に後者については、同様の不特定な契約条件の記載は、他の貸金業者の、他の記載事項についてもしばしば見られるところであり、それらも明確でないとの理由で適法な記載といえないこととなる。(不特定性・恣意的条項の排除の原則)
- (3)『貸金業者の受け取る書面の内容』『物的担保の内容』につき、
生命保険に対して根質権を設定し、保険証券を交付した以後の各貸付についての各借用証書について、これらの記載の有無につき判断せず17条書面性を認めた原審の判断を違法とした。包括担保については、それ以降の全ての貸付の借用証書に、受取書面、物的担保の内容を記載しなければならないとした点が評価される。(なおこの判断は言外に、1通の借用証書に全ての記載事項が網羅されていなければならない、という考え方にたっていると読めなくもない。〔1通性の原則〕この点はさらに差戻審で、明確性の原則とも関連して、明らかにされよう。)
- (4)『従前の貸付の契約に基づく債務の残高の内訳』につき、従前の債務の残元本額の記載が誤っており正確でないので、適法な17条書面が交付されたとはいえないとした。
- (5)『受領金額』につき、領収書の受領金額の記載が誤っており、正確でないので、適法な18条書面が交付されたとはいえないとした。

3、本判決は第2に、年109.5%という高利の特例を認めていた出資法改正法附則9項の日賦貸金業者の特例の要件解釈について、『出資法附則8項が、・・・一般の貸金業者よりも著しく高い利息について貸金業法43条1項の規定が適用されるものとした趣旨は日賦貸金業者が、小規模の物品販売業者等の資金需要にこたえるものであり、100日以上返済期間、毎日のように貸付の相手方の営業所又は住所において集金する方法により少額の金銭を取り立てるという出資法附則9項所定の業務の方法による貸金業のみを行うものであるため、債権額に比して債権回収に必要な労力と費用が現実には極めて大きなものになるという格別の事情があるからであると考えられる。そうすると日賦貸金業者につき貸金業法43条1項の規定が適用されるためには、契約締結時の契約内容において出資法附則9項所定の要件が充足されている必要があることはもとより、実際の貸付においても上記各要件が現実には充足されている必要があると解するのが相当である。』と、出資法附則9項所定の各要件についても、契約時だけでなく、現実の取引全体

を通じて事後的にも遵守されていなければならない、という厳格解釈の立場をとった。

本判決はその上で、

- ① 契約締結時には、返済期間が100日以上とされていたが、約定の返済期間の途中で貸し増しが行われて返済期間が100日未満となった場合も、実際の貸付においては上記要件が現実充足されていなかったから、貸金業法43条の適用はないとした。

現実の日賦業者の営業方法は殆どこのように、100日未満で書換えが行われているから、殆どの日賦貸金について43条の適用が否定されることになる。

- ② 実際の貸付において、債務者の営業所等において業者が自ら集金する方法により金銭を取立した日数が、返済のなされなかった日も含め、返済期間の全日数の100分の70以上のものは要件を充足するが、100分の70未満のものは43条の適用はないとした。

4、以上のとおり、本判決は

- ①貸金業者に書面の記載内容についても実質的に、明確かつ正確という適正さを厳格に求め、

- ②日賦貸金業者の高利及び営業に厳しい制限を課すものであり、

- ③平成17年12月15日、平成18年1月13日判決と合わせて、最高裁の高利を許さない断固たる判例の流れを定着させ、出資法の日賦貸金業者の特例だけでなく、グレーゾーン金利や貸金業規制法43条の廃止を強く求めるものと言えよう。

しかし反面、

- ④100分の70要件について、上告人の主張にも係わらず、集金に行ったが返済のなされなかった日も含めて、返済期間の全日数の100分の70以上でよいとした点は厳格性の徹底が不十分であること。

- ⑤1月13日判決と同様に、超過利息についての期限の利益喪失特約の17条書面の記載事項の適法性の点については、『飽くまで当事者が合意した内容を正確に記載することを要求していると解するのが相当』として、違法と判断しなかったこと。

- ⑥超過利息についての期限の利益喪失特約による支払いの任意性につき、上田豊三裁判官の反対意見が付されていること。（結果的に最高裁は、最判平成2年の実質的判例変更を13対1の圧倒的多数で認めたということになるのか。）

等の不十分な点も残されており、第3小法廷の保守性の現れと言えなくもない。

目下の緊急の問題は、1日遅れた場合でも損害金が発生するかの大阪高裁判決の上告審が第3小法廷に係属していることであり、この切迫した情勢へのサポート、議論の充実と追加書面等の提出が、強く求められているといえよう。

